

2010.08.17

JGAP 日本緑茶
認証農場・団体の皆様へ

NPO法人日本GAP協会
JGAPマーク係

日本緑茶：JGAP マークの消費者向け商品への表示に関する補足説明

日本GAP協会は「JGAP総合規則2010」の中で、新たなJGAPマークを制定し、2010年7月1日より、消費者向けの商品に対してもJGAPマークの使用を可能としました。この件につきましては、既に日本GAP協会のホームページやメルマガ等で周知されていますが、今回、日本緑茶のJGAP認証農場・団体の皆様に対して以下の補足説明をさせていただきます。

1. 「JGAP認証農場マーク」



登録番号 123456789

「JGAP総合規則2010」4.1JGAP認証の範囲となる生産工程の中で、現在の「JGAP農場用 管理点と適合基準 日本緑茶 第1版」では荒茶工程までに限定しているため、次回改訂後の版より仕上茶工程を追記する予定であることが注釈されています。これにより、日本緑茶の場合、現段階では今回制定された「JGAP認証農場マーク」は荒茶までは表示可能ですが、仕上茶（荒茶を消費者向けに個包装した商品を含む）に表示することが制限されます。

また、“JGAP”の文言を使用した商業行為は、商標権の侵害にあたり、これまでも禁止となっていますので併せてご注意願いたいと思います。（「JGAP総合規則2010」8.6JGAPマーク以外のJGAPの認証に関する表示の禁止 参照）

2. これまで使用していた旧デザインのJGAPマークについて



「JGAP総合規則2010」8.7 2010年6月30日以前に発行されたJGAPマーク の中で規定されているとおり、2013年6月30日まではこれまで通り名刺や販促物資材及び大海等の消費者に見せることを意図していない梱包資材には表示が可能です。

3. 「JGAP農産物使用マーク」



登録番号 123456789

「JGAP総合規則2010」8.2.2 JGAP農産物使用マーク の中で説明しているとおり、茶商・飲料メーカー等の加工・製造業者（これをJGAP農産物使用者という）が、JGAP認証農場・団体の荒茶原料を100%使用した消費者向けのリーフ茶・緑茶飲料に表示可能なマークです。JGAP農産物使用者は、商品の中でJGAP認証農場・団体名を表示することが可能です。

但し、それらの商品を加工・製造している工場は、食品安全・食品偽装を防止することができる何らかの認証や承認を取得しており、原料使用に関する報告書を提出する等、日本GAP協会が一定の条件を要求します。

認証や承認には、例えば、ISO9001、ISO22000、総合衛生管理製造過程（厚生労働省承認）、AIB（米国製パン研究所の開発した食品安全システム）、その他業界内や行政で定められているHACCPやGMP（適正製造規範）等が考えられます。

これらの認証・承認を持っている茶商・飲料メーカー等へ荒茶を販売している認証農場・団体は、茶商・飲料メーカー等へJGAP農産物使用マークの利用について話を持ちかけてみては如何でしょうか。

以上